

平成 28 年度 第 1 回松江市入札監視委員会

議 事 概 要

開催日及び場所	平成 28 年 7 月 21 日 (木) 松江市役所 本館西棟 5 階 防災センター	
委 員	委員長 朝田 良作 (島根大学法科大学院教授) 委 員 安部寿鶴子 (道の駅本庄企業組合専務理事) 上田 務 (松江工業高等専門学校環境・建設工学科名誉教授) 丑久保和彦 (弁護士) 後藤 勇 (公認会計士)	
審議対象期間	平成 27 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 落札率等の状況について ● 入札方式別発注工事等の状況について ● 指名停止等の運用状況について ● 入札制度の変更と落札率の推移等 	
審 議 事 項	抽出案件数 5 件	
	一般	旧松江市総合体育館解体及び外構(外構主体) 工事
	指名	平成 27 年度準用河川米子川護岸連杭改修工事
		松江市来待小学校外構整備工事
		松江フォーゲルパーク長屋門外建物調査業務委託
随契	菅田公園複合遊具設計・撤去設置工事	
(備考) 抽出の考え方(抽出担当委員) 次の点に着目し、案件の抽出を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ● 契約金額が高い ● 落札率が高い ● 入札参加者が少ない ● 入札回数が 2 回である ● 予定価格超過者が多く有効落札者が 1 者のみ ● 随契で落札率が高い 		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見又は勧告の内容	なし	

※ 参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札
工事名	旧松江市総合体育館解体及び外構（外構主体）工事
工期	平成 28 年 3 月 25 日～平成 29 年 3 月 10 日
工事種別	建築一式工事
工事概要	<p>工事場所： 松江市学園南一丁目</p> <p>事業概要：新松江市総合体育館の開館後、旧松江市総合体育館を解体し、跡地に公衆便所棟、駐車場、多目的広場等を整備する。</p>
入札参加資格	<p>下記条件をすべて満足する特別共同企業体であること。</p> <p>1) 競争入札に参加する者の資格</p> <p>第 1 グループ：特別共同企業体の代表者</p> <p>第 2 グループ：特別共同企業体の構成員</p> <p>①入札参加資格業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築一式工事 <p>②格付け又は総合点数</p> <ul style="list-style-type: none"> ● A（総合点数 951 点以上） <p>③営業所所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。 <p>2) 共同企業体の資格</p> <p>①基本要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本件工事に係る特別共同企業体は、競争入札に参加する者の資格の要件を満たす建設業者の、第 1 グループ 1 者と第 2 グループ 1 者で構成される 2 者、若しくは第 1 グループ 1 者と第 2 グループ 2 者で構成される 3 者の組み合わせによる特別共同企業体であること。 ● 特別共同企業体の運営形態は、原則として構成する各建設業者（以下「構成員」という。）が対等の立場でいったいとなって施工するものであること。 ● 各構成員の出資比率は、2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上であること。 ● 特別共同企業体代表者は第 1 グループとし、施工能力及び出資比率が最大であること。 ● 特別共同企業体の有効期間は、認定の日から本件工事の完了後 12 ヶ月を経過した日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては本件工事の契約が締結された日までとする。 <p>②工事实績</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別共同企業体の代表者は、元請又は共同企業体（経常 J V を除く）の構成員（ただし出資比率 20%以上）として、平成 12 年度以降に完成した下記工事の施工実績があること。 <p>(ア) 1 契約で 1 棟の延床面積が 5,000 m²以上の鉄筋コンクリート</p>

	<p>造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造</p> <p>(イ) 1 契約で 2 億円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別共同企業体の構成員は、元請又は共同企業体（経常 J V を除く）の構成員（ただし出資比率 20% 以上）として、平成 12 年度以降に完成した 1 契約で 5000 万円以上の建築一式工事の施行実績があること。 ➤ 国、都道府県、松江市、旧松江市（平成 14 年 11 月 5 日以降の契約）又は旧宍道町（平成 15 年 6 月 1 日以降契約）の発注した工事の実績である場合は、評定点が 65 点未満のものを除く。 <p>③配置予定技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者との直接的かつ恒常的（開札の日以前 3 ヶ月以上）な雇用関係があること。 ● 特別共同企業体の代表者は、次の（ア）、（イ）、（ウ）の基準をすべて満たす管理技術者を工事現場で専任に配置できること。 <ul style="list-style-type: none"> （ア）一級建築士、1 級建築施工管理技士又は建築工事業に関し、これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者であること。 （イ）建築工事業に係る管理技術者資格証の交付を受けており、かつ管理技術者講習を受けている者であること。 （ウ）特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を終了したものであること。 ● 特別共同企業体の構成員（代表者は除く）は、次の基準を満たす主任技術者を工事現場に専任で配置できること。 <ul style="list-style-type: none"> （ア）一級建築士、1 級建築施工管理技士又は建築工事業に関し、これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者であること。 			
入札参加資格設定の理由及び経緯	<p>設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。</p> <p>経緯：平成 27 年 11 月 30 日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。</p>			
入札参加資格確認申請業者数	2 者			
入札参加業者数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">2 者</td> <td style="width: 50%;">無資格業者数</td> <td style="width: 50%;">なし</td> </tr> </table>	2 者	無資格業者数	なし
2 者	無資格業者数	なし		
予定価格（税込）	433,815,480 円			
調査基準価格（税込）	390,432,960 円			
契約金額（税込）	420,120,000 円（落札率：96.84%）			
入札の経緯及び結果	<p>平成 28 年 1 月 12 日 開札</p> <p>平成 28 年 1 月 14 日</p> <p>事後審査の結果、松江土建・カナツ技建工業・一畑工業 JV に落札決定。</p>			

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	平成 27 年度準用河川米子川護岸連杭改修工事
工期	平成 27 年 12 月 11 日～平成 28 年 3 月 30 日
工事種別	土木一式工事
工事概要	<p>工事場所： 松江市母衣町</p> <p>事業概要： 護岸連杭改修工事。</p> <p>■施工延長 L=70.5m</p>
工事のランク	A、B、C、D
指名業者数	15 者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者で土木一式工事に登録のある市内業者者のうち 15 者をローテーションで選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設業法に規定する主たる営業所が松江市橋北地区にあること ● 電子入札登録者であること
入札参加業者数	1 回目 6 者 2 回目 1 者
予定価格（税込）	17,886,960 円
最低制限価格（税込）	15,033,600 円
契約金額（税込）	17,820,000 円（落札率：99.63%）
入札の経緯及び結果	<p>平成 27 年 12 月 9 日 開札</p> <p>1 回目応札した 6 者とも予定価格超過となり、2 回目の入札では 1 者が失格、4 者が辞退したため、カナツ技建工業(株)1 者のみの参加となり落札決定。</p>

抽出事案説明書

入札方式	随意契約（指名型プロポーザル方式）
工事名	菅田公園複合遊具設計・撤去設置工事
工事種別	とび・土工・コンクリート工事
工事概要	松江市学園二丁目 菅田公園 1.4 ha にある既設複合遊具の経年劣化に伴い、遊具の撤去とこれに代わる複合遊具を新設するもの。
随意契約の理由	菅田公園は利用者が多く、新設する遊具についてはシンボリックな遊具として整備する必要があることから、総合的な見地から選定を行うため、遊具工事の経験豊富な登録業者から提案を取り入れる指名型プロポーザル方式を採用し、審査委員会により提案を審査し、最も優秀な提案を行った業者と契約を締結するもの。 適用条項 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 性質又は目的が競争入札に適さないもの。
契約業者名	(有)明和機工
契約金額	契約額 11,178,000 円（税込、契約金額÷予定価格=99.52%） 予定価格 11,232,000 円（税込）
その他	平成 27 年 10 月 28 日 指名 7 者（500 万円以上の同種工事の施行実績、技術者） さんもく工業(株)松江支社、大久保体器(株)、(株)コトブキ中国支店、(有)明和機工、 タカオ(株)、(株)田部、長谷川体育施設(株)広島営業所 平成 27 年 11 月 27 日 参加承諾した 3 者のプレゼンテーション及び第 2 回審査会 →工事受注候補者決定 契約日 平成 27 年 12 月 21 日 工期 平成 27 年 12 月 22 日～平成 28 年 3 月 18 日

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	松江市立来待小学校外構整備工事
工期	平成 28 年 1 月 21 日～平成 28 年 3 月 17 日
工事種別	建築一式工事
工事概要	<p>工事場所 松江市宍道町</p> <p>工事内容</p> <p>(1) 駐車場整備工事</p> <p>(2) 縁石・水路工・柵工事</p> <p>(3) 新設畑工事</p> <p>(4) フェンス設置工事</p> <p>(5) 撤去工事</p> <p>(6) その他工事</p>
工事のランク	B, C
指名業者数	15 者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者のうち、次の条件を満たす 36 者のうちから 15 者をローテーションで指名した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。 ● 主たる施工実績が建築一式工事であること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	1 者
予定価格 (税込)	9,254,520 円
調査基準価格 (税込)	8,329,068 円
契約金額 (税込)	9,234,000 円 (落札率 : 99.78%)
入札の経緯及び結果	平成 28 年 1 月 19 日 開札 株式会社 宍道建設に落札決定

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
業務名	松江フォーゲルパーク長屋門外建物調査業務委託
履行期間	平成 27 年 12 月 15 日～平成 28 年 3 月 18 日
業務種別	建築関係建設コンサルタント業務
業務概要	<p>業務場所： 松江市大垣町</p> <p>事業目的：地盤の不同沈下により、建物自体が変形しているため構造上支障がある状況である。利用者の安全を確保するために現在の実態調査を行い、今後の修繕方法を検討するもの。</p> <p>事業規模：長屋門棟（木造平屋一部 2 階） 約 911 m² コア温室棟（鉄骨造平屋） 約 2,850 m² コア温室棟（木造平屋一部 2 階） 約 934 m²</p>
業務のランク	なし
指名業者数	7 者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者のうち、次の条件を満たす 7 者を全社指名した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。 ● 建築士の資格を有する者が 4 名以上（うち一級建築士は 2 名以上）在籍すること。 ● 建築物耐震診断資格者が在籍する事務所であること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	7 者
予定価格（税込）	非公開
最低制限価格（税込）	非公開
契約金額（税込）	3,650,400 円（落札率：98.31%）
入札の経緯及び結果	<p>平成 27 年 12 月 11 日 開札</p> <p>第 1 回入札において 7 者が応札し、うち予定価格超過が 6 者あり、残る矢野建築設計事務所（有）に落札決定。</p>

1. 落札率等の状況について

(説明要旨)

【建設工事】

○落札率の推移

平成 27 年度年間の落札率は、92.65%と前年度と比較して 1.11 ポイント上昇している。

上昇要因として、全体の件数の約半分を占める土木一式工事の落札率は昨年より 3.57 ポイント低下しているが、建築、とび・土工・コンクリート、電気、舗装、塗装では上昇している。

また、昨年より若干低くなったものの、例年管工事の落札率が高い。

その他、平成 26 年度は、舗装工事の落札率の低い工事が全体の落札率を引き下げていたが、今年度は舗装工事が前年度と比べて落札率が上昇したことが一因であると推測される。

○月別入札件数と落札率の推移

12 月から 3 月の入札件数は 45 件で、前年同期 49 件とほぼ同数である。

件数は、12 月と 3 月が多く、3 月は 18 件のうち 14 件が年度を繰り越す土木工事(早着)である。

落札率は、今期平均と比べると 12 月、3 月が低く、1 月、2 月が高い。1 月は来待小学校外構整備工事、2 月は川向クリーンセンター汚泥移送管撤去工事などが、落札率を引き上げている。

○工種別落札率の推移

前年度と比較して、電気・舗装・塗装が高く、建築、とび・土工・コンクリートはほぼ同程度、土木、管が低い。

土木は落札率が 3.75 ポイント低下しているが、前年度と比較して発注件数が 150 件から 107 件と 43 件減少していることから、競争性が高まったと推測される。

管は、平成 26 年度に執行した新体育館建設工事が 26 年度の管全体の落札率を引き上げており、今期は複合施設の空調工事等ため、全体として前年度に比べて低くなっているが、1 年を通すと落札率が高い。

○価格帯別落札率推移

多くの価格帯で、前年度とそう大きな変動はないが、5,000 万～6,000 万、7,000 万～8,000 万の価格帯は低下している。1 億～1 億 5,000 万の価格帯では昨年と比較して大きく上昇しているが、落札率自体はどの価格帯も同程度である。特に落札率が低い価格帯は、7,000 万～8,000 万のところで、反対に高い価格帯は 1 億 5,000 万以上のところである

○平成 27 年度と平成 28 年度の登録業者数の比較

市内業者については、10 者増加し、市外業者は 31 者増加し合計 41 者増加している。

登録が増えた工種は、管工事で市内、市外合わせて 7 者、電気、塗装工事、機械器具整備工事でそれぞれ 4 者増えている。

【業務委託】

○落札率の推移

平成 27 年度年間の落札率は、88.02%で、前年度と比較して 0.57 ポイント低下しているが、ほぼ同程度である。

○月別入札件数と落札率の推移

12月から3月までの入札件数は8件で、前年同期14件と比べて6件減少している。その中で、2月、3月は0件である。

落札率は、昨年と比べ12月は低く、1月は高くなっている。

○業種別落札率の推移

前年度と比較して、地質調査はほぼ同率、土木設計は2.83ポイント高くなっている。

また、測量、補償、建築設計は低くなっており、特に建築設計は24.03ポイント低下しており、7月と12月の低入札調査を行った業務が引き下げている。

○価格帯別落札率推移

1,000万円未満は、前年度と比較して同程度の落札率である。1,000万～2,000万円は前年度と比べて、3.94ポイント低下しており、土木設計・測量・補償業務である。2,000万～3,000万円は、低入札価格調査を行った建築設計業務である。

2. 入札方式別発注工事等の状況について

(報告要旨)

12月から3月の状況について、工事の一般競争入札は1件で、落札率は今年度平均と比較し3.41ポイント上昇している。指名競争入札は44件で約1ポイント低下している。随意契約は2件で、落札率は0.14ポイント上昇しており、全体の計は47件で、平均落札率は96.11%で、平成28年度平均と比較して2.5ポイント上昇している。これは、一般競争入札の案件の落札率が高いことにより、平成28年度平均と比較して落札率が上昇したものである。

業務委託は指名競争入札のみで8件で、落札率は平成28年度平均と比較して7.6ポイント低下している。これは、先に説明したが、低入札調査を行った案件が影響しているものである。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>○ 工事業者の登録で、鉄筋工事業者は市内業者1者のみとなっているが、入札制度上はどのような取り扱いになっているのか。</p>	<p>○ 鉄筋工事については、土木一式または建築一式工事に含めて発注している。専門工事の中で、舗装工事、とび・土工・コンクリート、管工事、電気設備工事などは分離発注をしているが、鉄筋工事は1者しか登録がないので、土木一式または建築一式工事に含めて発注している。</p>
<p>○ 3月に入札件数が増えたことについて、早着件数が増えたことが要因ということであるが、早着の場合は(次年度の)5月31日までに完了するというのが通常であり、松江市の場合も5月31日までに完了しているのか確認したい。例えば、ある業者が3月の入札で同じ日に2件の早着案件を落札しているのか、この早着案件が繰越明許となっていないか。</p>	<p>○ 年度当初予算で早期発注枠を確保し、繰越明許の提案も併せて行っているため、年度を繰り越しての予算執行も可能としている。工期については5月31日までとし、2月～3月に発注して年度を跨いで施工している。予算はH27年度予算となるが、執行についてはH28年度中の執行となり、必ずしも出納閉鎖期間の5月末までに完了ということにはとらわれない。</p>

<p>○ 早着工事は5月31日までに完了するものと理解しているので、年度を跨いでしまう工事は繰越明許になると思う。いまの説明だと、例えば、当初契約は早着でも、たまたま5月31日までに完了出来なかった場合は、自動的に繰越明許になるということか。</p>	<p>○ 早着工事を始めたのは H26 年度からであり、H26 年度は、12 月補正予算で当該年度の予算と併せて繰越明許の承認を議会で得て、繰越明許も予算化した。H27 年度は、当初予算要求時に併せて繰越明許も議会で承認を得ているので、H28 年度中に完了すれば問題ない。ただし、発注時の工期は、あくまでも 5 月 31 日までの設定としている。</p>
<p>○ おそらく早着工事というものは全国でもあまり要望が出ていないと思うし、一般的には繰越明許となっていることが多いと思う。要するに、早着分について、実際の完了が5月31日を超えているものは、繰越明許として集計した方が分かりやすいと思う。早着分が、全て5月31日までに完了しているのであればこの集計で良いと思うが、万一終わっていないものがあれば、それは繰越明許として集計したほうが良いのではないかなと思うが。</p>	<p>○ 年度を跨ぐ発注方法として、繰越明許と債務負担行為の2種類があるが、繰越明許だと受注業者に前払金が支払えるという業者に対しての利点があるので、本市では、当該年度予算と併せて繰越明許の承認を得て、2～3月に早着として発注している。 確かに、早着という表現が分かりにくいところもあるが、実際は必要な手続きを得て発注している。ただし、早着という表現については、今後内部でも検討したい。</p>
<p>○ もし、早着で H27 年度中に完了していれば H27 年度の集計に反映されていれば良いと思うが、繰越明許であれば H28 年度の集計に反映されるものではないかと思う。繰越明許の予算は H28 年度に送られているので、H28 年度の集計表に当該年度分と繰越明許分に分けて集計した方が分かりやすいと思う。 ただ、契約は H27 年度中に完了しているので、H27 年度の集計表に繰越明許分を分けて集計しても良いのかなと思うが、近年、国や県でも繰越明許が増えているというのは聞いているので、集計が大変かなとも思う。</p>	<p>○ 確かに、繰越明許の場合どちらの年度の予算に反映させるかなどもあるので、また内部で検討したいと思う。</p>

【審議事項について】

1. 一般競争入札【旧松江市総合体育館解体及び外構（外構主体）工事】

工期：平成 28 年 3 月 25 日～平成 29 年 3 月 10 日

入札経緯及び結果：平成 28 年 1 月 12 日 開札

平成 28 年 1 月 14 日 事後審査の結果、松江土建・カナツ技建工業・一畑工業 JV に落札決定。

○金額が大きいことによる JV 工事について

「松江市建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱」第2条の規定を適用し、JV 工事としている。JV 工事とした場合には、業者の受注機会が多くなることや JV の代表者及び構成員は単独で受注した工事と同じものであると認められる等の利点があると考えられる。

○入札参加者が少なかったと考えられる理由

本案件の参加要件に当てはまる業者は 21 者となり、2 者または 3 者での JV とする場合、7～10JV の構成が可能な計算となる。しかし、施工着手が 3 月のため、業者の多くが年度末の手持ち工事を多数抱えているため、参加しなかったのではないかと推測される。

○落札率が高かった理由

建設業界全体が、景気回復や震災復興、2020 東京五輪等に伴う需要増や民間工事の需要が増えており、全国的に人材確保に苦心している中、価格競争が激化している状況である。松江市内でも、大規模な民間工事の発注による労務者不足が起きており、人材確保のため労務費単価が高騰してきたことにより請負金額も高くなっていると推測される。

※詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
○ 入札調書は公表するのか。	○ 入札調書と総合評価方式入札結果調書とも公表する。
○ 入札参加者が少なかったということだが、年度末でどの業者も手持ち工事が多いということであれば、発注をもう少し早めにするなど多くの業者が参加できるようにすれば良いのかなと思う。工期は 3 月 25 日から翌年の 3 月 10 日までというのだが、この 3 月 25 日から始まるということについて、何か理由があるのか。	○ 契約金額が 1 億 5 千万円以上になると議会の議決が必要となるが、本案件も契約金額が 1 億 5 千万円以上となるのでこの対象となる。実際は、12 月発注の 1 月入札だったが、3 月議会での議決後に契約となること、また、新体育館使用開始後の工事となることから、着手が 3 月 25 日となっている。 ○
○ つまり、着手日は、早くても年度末近い 3 月 25 日でなければならない案件だったので、結果、参加者が少なかったということか。	○ その通り。

審議結果：全委員了承

2. 指名競争入札【平成 27 年度準用河川米子川護岸連杭改修工事】

工事期間：平成 27 年 12 月 11 日～平成 28 年 3 月 30 日

入札の経緯および結果

平成 27 年 12 月 9 日

開札

第 1 回目応札した 6 者とも予定価格超過となり、第 2 回目の入札では 1 者が失格、4 者が辞退したため、カナツ技建工業(株)1 者のみの参加となり落札決定。

第1回目の入札では、予定価格に対し最低入札価格が超過であった。松江市で積算した工事設計書と第1回目入札時に提出された工事内訳書を比較したところ、直接工事費と諸経費それぞれ超過していた。その中で、直接工事費については材料費の違いによるものであり、松江市が採用した設計単価との間に開きがあったが、松江市の設計単価は島根県が設定している単価を採用しており、工事設計書に誤りがないことを確認した。

第2回目入札では、直接工事費・共通仮設費・純工事費は第1回目と変わらず、現場管理費と一般管理費がそれぞれ減額されたものので応札であり、予定価格以下及び最低制限価格以上であったので落札決定した。

※詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
○ 4 者が第 2 回目を辞退しているが、理由は何か。	○ 辞退した 4 者に直接聞き取りをしていないので、あくまでも推測となるが、第1回目の応札額以下での入札は無理だと判断されたのではないかと思う。
○ 発注時期または着手時期が辞退理由とはなっていないか。	○ この工事は陸上からの施工が無理であり、台船に機材等を積み込んで川の中、いわゆる水上から施工する特殊な工事となる。指名業者は、自社で台船を保有している業者だけではなく、リースまたは他社からのレンタルで対応する業者も入っており、リース等で対応の業者は、工事費の中でこの部分が膨れ上がってくると推測し、難しい工事だと判断して辞退する業者が多かったのではないかと思われる。 補足で、この工事は、水上で杭を打ち込み幅木を設置するというものだが、幅木の設置位置が水面ギリギリとなるので、出来るだけ水位の下がる冬期に施工することになる。2つ目は、この工事は堀川遊覧船の運航に大きな影響を与えるので、運航数が少ない冬期に施工したいという担当課の希望があったと聞いている。
○ 入札調書というものが 2 枚あるが、これは 2 枚とも公表するのか。	○ 電子調達システムから出力されるもののみを公表する。

<p>○ 総合評価方式の場合の入札調書では、開札執行日時と落札決定日は日付と時間が表示されているが、執行担当者と立会担当者の部分には時間しか表示されておらず、しかも開札執行の時間とも差がある。落札決定日の時間に近い時間が表示されているので、おそらく落札決定日と同じ日の時間が表示されていると思うが、この部分にも落札決定日の日付が表示された方が良いと思うが。</p>	<p>○ 県管理の共同システムから出力した帳票になるので、状況等を確認の上、対応出来るところは対応していきたい。</p>
<p>○ 辞退理由は特に聞き取りしていないのか。辞退理由を聞き取りしても良いと思うが。</p>	<p>○ 特に聞き取りはしていない。</p>

審議結果：全委員了承

3. 随意契約（指名型プロポーザル方式）【菅田公園複合遊具設計・撤去設置工事】

工事期間：平成 27 年 12 月 22 日～平成 28 年 3 月 18 日

○指名型プロポーザル方式の採用の経緯

菅田公園は利用者が多く、新設する遊具についてはシンボリックな遊具として整備する必要があることから、総合的な見地から選定を行うため、遊具工事の経験豊富な登録業者から提案を取り入れる指名型プロポーザル方式を採用し、審査委員会により提案を審査し、最も優秀な提案を行った業者と随意契約を締結するもの。

適用条項：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(性質又は目的が競争入札に適さないもの。)

○契約の経緯

平成 27 年 10 月 28 日

- ①松江市建設工事競争入札参加資格を有している事業者であること。
- ②平成 27 年度松江市建設工事競争入札参加資格者名簿の「とび・土工・コンクリート工事」に登録されているもの。
- ③平成 12 年度以降に、中国地区で請負額 500 万円以上の遊具工事の実績があること。
- ④次の要件を満たす技術者の配置ができること。
 - ・平成 12 年度以降に遊具の工事経験があること。
 - ・建設機械施工技士 1 級若しくは 2 級、又は土木施工管理技士 1 級若しくは 2 級、又は建築施工管理技士 1 級若しくは 2 級、又はこれと同等以上の能力を有する者であること。



上記①～④を満たす下記の業者（7 者）に指名を通知。

さんもく工業（株）松江支店、大久保体器（株）、（株）コトブキ中国支店、（有）明和機工
タカオ（株）、（株）田部、長谷川体育施設（株）広島営業所

平成 27 年 11 月 27 日

7 者のうち、参加の意思を示して企画提案書を提出した 3 者について、プレゼンテーションと審査会を実施し、審査の結果、受注候補者を（有）明和機工に決定。

平成 27 年 12 月 21 日

受注候補者の（有）明和機工と随意契約により契約締結。

※詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質 問 及 び 意 見	回 答
○ 予定価格はどのようにして決めたのか。	○ 受注候補者が、審査会で提案した価格を予定価格としている。プロポーザル参加業者には、こちらが提示した予算額内での企画提案を依頼しており、審査の結果、受注候補者となった（有）明和機工が提案した見積価格を、予定価格として採用した。
○ 実施要綱には、「松江市財務規則の規定により作成された予定価格」と記載してあるが、今回は、受注候補者が審査会で提案した見積価格が予定価格となるのか。	○ 先ほどの説明と重複するが、企画提案の募集時に、こちらが提示した予算額を上限として、菅田公園に相応しい遊具とそれにかかる総工事費の提案を求めている。結果、3 者が企画提案書を提出され、審査の結果（有）明和機工を受注候補者とするに決定したので、（有）明和機工が提案した総工事費を予定価格とし、（有）明和機工と随意契約に向けた価格交渉を行った結果、資料に記載の契約金額での契約となった。
○ 企画提案時の価格からさらに値引き交渉した結果が、資料に記載の契約金額ということか。	○ その通り。
○ 落札率が非常に高くなるというのはプロポーザルの特徴でもあるのか。	○ 業者は、こちらが提示した予算額ギリギリで採用してもらいたいものを提案してくるので、そこからの値引きというのはなかなか難しいのではないかと思う。
○ プロポーザルの一連の流れが分かれば教えてください。	○ プロポーザルは、ガイドラインに基づき実施しており、実施に当たっては事前に松江市随意契約審査会での承認を得ている。その後、10 月

	<p>27日に審査委員を招集して第1回審査会を開催し、その中で、審査会設置要綱・事業者の選定方法・プロポーザルの指名方法・工事受注候補者選定方法及び決定方法を付議し、プロポーザルの施行に取り掛かった。</p>
<p>○ 以前のプロポーザルでもあったが、今回の審査会の委員は市役所内部の人間で構成し、外部委員は入らないということか。</p>	<p>○ その通り。</p>
<p>○ 市役所内部の人間だけでの委員を構成するというのは、問題にならないのか。外部委員が入る場合もあるのか。</p>	<p>○ 以前も遊具設置工事のプロポーザルは行っているが、その時は、外部委員にも1名入っていた。しかし、外部委員が必ずしも必要というわけではない。</p>
<p>○ 今回は、外部委員は入っていないが、案件によっては外部委員も入るとのことか。</p>	<p>○ その通り。</p>
<p>○ 実施要綱の『9. 契約相手方の決定』を読むと、「松江市財務規則の規定により作成された予定価格」と書いてある。実際には業者から提案された見積価格を予定価格とするということだとしても、この表現だと、予算額が予定価格に当たるようにしか受け取れない。つまり、松江市が財務規則に基づき何らかの予定価格を作成しているとしか思えない。松江市建設工事に関する契約規則の第20条を読むと、「あらかじめ第9条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。」とあり、第9条には、「一般競争入札に付そうとするときは、その設計書、仕様書等によってあらかじめ予定価格を定め、封書にして開札場所に置かなければならない。」とあるので、この意味からすると、随意契約の予定価格の設定がどうなのかなと思う。ひいてみれば、予算額が予定価格だということであれば、その認識が必要だと思うので、規則と実施要綱の関係がよくわからない。</p>	<p>○ 予定価格の設定方法について、建設工事関係については、統一の積算基準を基に設計したものを設計額として予定価格を定めている。その他業務委託等については、例えば、事前にいくつかの業者から見積書を徴集し、各見積額の平均額または最低見積額を設計額として予定価格を定める方法も採用している。どのように設計額を決めるかは、各発注課の判断にまかせているが、予定価格そのものについては、全て契約検査課で定めている。</p> <p>プロポーザル方式の場合は、まず概算設計したもので予算要求を行い、業者へは松江市が提示した予算額の範囲内で提案するよう依頼する。業者からは、設計見積を含めた提案書が提出されるので、内容等を確認の上、候補者が提出した見積書をもって設計額と位置づけ、それに基づき予定価格を定める。次に、候補者から契約のための見積書を再度徴集するが、随意契約の場合は、業者と値引き等の事前交渉を行い、予定価格内で出来る限り安価な額での契約をする方法を採用している。なので、当初提出された見積価格よりも若干安価な契約額となって</p>

	<p>いるが、業者にとっても最初の見積価格はギリギリの額で提出しているの、そこからの更なる値引きはなかなか難しいところもあり、今回も予定価格に近い額での契約となっている。財務規則等では、設計額は松江市が作成すべきものだということがあり、建設工事については原則そのとおりに実施しているが、場合によっては業者の見積価格をもって設計額とすることもある。</p>
<p>○ プロポーザル方式の場合は松江市財務規則を弾力的に運用されているのだろうが、財務規則だけを読むとちょっとおかしいかなと感じることもあるので、プロポーザル方式の実施要領があれば良いのかなと思う。</p>	<p>○ 市でもプロポーザル方式の実施ガイドラインを作成しており、このガイドラインに基づき実施しているが、実施要綱等の内容の表現については、内部でも検討して実態に合った表現にしていきたいと思う。</p>

審議結果：全委員了承

4. 指名競争入札【松江市立来待小学校外構整備工事】

工期：平成 28 年 1 月 21 日～平成 28 年 3 月 17 日

入札の経緯及び結果：平成 28 年 1 月 19 日 開札（(株) 宍道建設に落札決定）

○落札額が高く入札参加者が 1 者のみだったことについて

年度末に向かったの工期となる工事であるため、下請負業者も多忙で工事費が高くなり、落札額も高くなったと考えられる。また、参加者が 1 者のみであったことについて、他の指名業者は既に受注工事を抱えており、本案件には応札しなかったのではと考えられるなか、地元業者である（株）宍道建設が意欲を持って参加されたと推測される。

※詳しくは、抽出事案説明書の通り。

質問及び意見	回答
<p>○ ローテーションで 15 者指名したということだが、どの業者を指名したかというのは事前に公表されるものか。</p>	<p>○ 指名競争入札については、公表は基本的には落札決定してからという形になるので、指名業者は事前公表しない仕組みになっている。これは「入契法」の指針でも謳われており、談合防止を主な目的としている。</p>
<p>○ この案件についても、辞退された理由の聞き取りはしないのか。</p>	<p>○ 近年辞退者が多くなっていることから、昨年 11 月に、辞退理由についてのアンケートを全登録業者に実施し、200 者程度から回答があっ</p>

	<p>た。辞退理由で一番多かったのは、発注時期や工期が重複・集中したこと、次に多かったのは技術者・作業員の不足などであり、このような状況で受注してもなかなか施工体制が確保出来ないということが、辞退した大きな理由としてあった。本案件についても、時期的なものが理由で辞退された業者が多かったと推測している。</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	
<p>5. 指名競争入札【松江フォーゲルパーク長屋門外建物調査業務委託】</p>	
<p>工期：平成 27 年 12 月 15 日～平成 28 年 3 月 18 日 入札の経緯及び結果：平成 27 年 12 月 11 日 開札 第 1 回入札において 7 者が応札し、うち予定価格超過が 6 者あり、残る矢野建築設計事務所（有）に落札決定。</p> <p>※詳しくは、抽出事案説明書の通り。</p>	
<p>質 問 及 び 意 見</p>	<p>回 答</p>
<p>○ 6 者が予定価格を超過した点について、どのようなことが考えられるか。</p>	<p>○ 建物の現場調査に係る作業員数が多めになるのではないかと業者が推測し、最終的にそのあたりが膨らんだ額で応札されたため、予定価格を超過したと推測している。</p>
<p>○ 現地はかなりの調査をしなければならない状況なのか。</p>	<p>○ 入口の建物とその奥に続く温室棟が地盤沈下により傾斜しており、修復が必要な状態なので、現状調査と修復方法の検討を行うという業務内容になる。</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	
<p style="text-align: center;">【報告事項】</p>	
<p>1. 指名停止等の運用状況について</p>	
<p>平成 27 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の間に、6 件 13 者の指名停止を行った。</p> <p>いずれの案件も他の自治体で発生したもので、島根県が行った停止措置に準じ、同じ期間の指名停止措置を行っている。そのうち 8 者は、他機関の入札における独占禁止法違反により指名停止したものの、残りの 2 者は、不正又は不誠実な行為として指名停止したものの。</p>	

2. 入札制度の改正と落札率の推移

入札制度の改正としては、総合評価方式において、評価項目及び加点について見直しを行った。具体的には、工事成績評定点の対象期間を土木工事は2年間から3年間、建築工事は2年間から5年間に拡大をしたこと、企業の施工実績を評価すること、配置技術者の施工経験を評価すること等である。

また、平成28年3月1日以降に入札公告又は指名通知する入札案件から、調査基準価格及び最低制限価格の見直しを行った。建設工事、建設工事関連業務委託とも、基準価格算定に用いる掛率の引き上げ、建設工事においては、設定範囲の上限を撤廃した。ただし、平成28年3月1日の見直しであり、27年度にはあまり影響がないと思われる。

3. 入札不調・不落時の事務手続きフローについて

前回の審査会で、「入札不落時の場合、市の設計に問題があった場合は、指名を入れ替えずに再入札することになっている。設計を変更しかつ指名を変える場合はあり得るのか。あり得るならフローチャートに入れておく方がよいのでは」という御意見をいただいた。この件について、現在のところ設計を変更しかつ指名を変える場合に当てはまるものはないため、現在のフローの範囲内で対応できると考える。よって、今後このようなケースが出た場合に見直しを検討したいと思う。

【その他】

[次回開催予定について]

- ・平成28年度第2回委員会は今年の10月または11月に開催することとし、日時は事務局で調整する。

以上